

小山町駿河小山駅前交流センターの設置及び管理に関する条例について

1 小山町駿河小山駅前交流センター概要

小山町駿河小山駅前交流センター（木造2階建一部鉄骨造 建築面積：150.68㎡）

1F：休憩室、多目的交流スペース、更衣室、トイレ

2F：展望テラス、ロフト（吹き抜け）

2 設置目的

駿河小山駅を利用する町民や観光客の安全及び利便を確保するとともに、良好な休憩の場、鉄道情報、観光情報等を提供し、もって観光交流人口の拡大を図る事とする。

3 名称

小山町駿河小山駅前交流センター

4 位置

小山町小山599番地の5

5 設置施設

(1) 休憩室

(2) トイレ及び更衣室

(3) 多目的交流スペース

(4) 展望テラス

(5) その他の付帯施設

6 会館時間

午前8時から午後6時まで

7 休館日

(1) 毎週水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月30日から翌年1月3日までの日

9 使用料等

(1) 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。

ア 署名活動、募金、集会その他これらに類する行為をすること。

イ 興業、展示会その他これらに類する催しをすること。

ウ 販売行為をすること。

エ 前各号に掲げるもののほか、小山町駿河小山駅前交流センターの主な施設を独占的に使用する行為をすること。

(2) 利用許可を受けたときは、次の表に定める使用料を町長に納付しなければならない。

区分		単位	使用料	
休憩室、多目的交流スペース及び展望テラス	署名活動・募金・集会その他これらに類する行為	1日	1,000円	
	興業、展示会その他これらに類する催し	1日	2,000円	
	販売行為	1日	申請者が町民の場合	売上額の7%(100円未満切捨て)
			申請者が町民以外の場合	売上額の15%(100円未満切捨て)
	上記以外の行為	町長がその都度定める		